

○総務省告示第百六十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四第一項第二号ハ、ニ及びホ、第四十九条の六の五第一項第二号ロ、ハ及びニ並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百九十九号（符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日

総務大臣 川端 達夫

第二項中「八一五MHzを超え八九〇MHz以下、」を「七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、」に改め、同項第一号(1)アの表中「九四五MHz」を「七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九四五MHz」に改め、同(1)イの表八・五MHz以上一二・五MHz未満の項を次のように改める。

八・五MHz以上一 二・五MHz未満（ 七一八MHzを超え 七四八MHz以下の 周波数の電波を	任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四七・五デシベル低い値
---	--

<p>使用する陸上移動局を除く。）</p>	<p>八・五MHz以上一 二・五MHz未満（ 七一八MHzを超え 七四八MHz以下の 周波数の電波を 使用する陸上移 動局に限る。）</p>	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四七・五デシベル低い値。ただし四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数帯においては、任意の六MHzの帯域幅における平均電力が（一）二六・二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>一二・五MHz以上（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）</p>	<p>九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz</p>	

<p>以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>四七〇MHz以上七一〇MHz以下の周波数帯においては、任意の六MHzの帯域幅における平均電力が(一)二六・二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>七七三MHz以上八〇三MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
--	---	--	--	--

<p>一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満（一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八四四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三</p>
--	--	--	---	--

・八四MHzの帯域幅における平均電力が(二)六〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

第二項第一号(1イの表中「二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下」を「二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下」に改め、同項第二号中「(八一五MHz)」を「(七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz)」に改める。